

## 「医師の働き方改革」法制化に伴う県立中央病院からのお願い

2021年5月21日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立しました。医療者の過労を減らして、患者さんに良質な医療を提供するための法律で、遵守しなければ病院に罰則が科せられます。

当院でも多くの医師が限界を超えるような時間外勤務を行っています。院内でも業務改革を進めていますが、医師不足の岩手県では患者さんのご協力が必要です。

上記事情をご理解いただき、下記の事項につきご協力いただければ幸いです。

1. 高度医療、救急医療を担う当院の位置づけをご理解いただき、緊急性がない場合は、近隣開業医の紹介状とともに平日の一般外来受診をお願いします。
2. 急病・重症患者さんの治療を行うため、症状が安定した患者さんはかかりつけ医（近隣の開業医等）への紹介にご理解、ご協力をお願いします。
3. 入院患者さんの対応はグループ診療制のため、必ずしも主治医ではない当番医が対応することがありますのでご了承ください。
4. 病状説明などは、通常勤務時間内（平日8：30-17：15）をお願いします。

患者さん、ご家族様にはご不便をおかけいたしますが、良質な医療体制を維持するため、何卒ご協力のほどよろしく申し上げます。

2021年9月21日  
岩手県立中央病院  
病院長 宮田 剛